

横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について[公開案件]

<政策検討部会>**○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について(関内地区
都市景観協議地区 中区港町1丁目1番1他(報告) (令和4年4月12日)****【資料 政-1】****【付議理由】**

JR 関内駅前の旧市庁舎街区についてはこれまでも、事業者公募に際した「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」の景観に関する記載や、関内駅前特定地区の景観計画等の変更案について付議しご意見をいただきながら手続きを進めてきた。変更を行った新たな景観計画・景観協議指針の内容に照らし合わせ、都市景観アドバイザー制度を活用しながら協議を進めているが、本計画は特定都市景観形成行為（高さが 45m を超える建築物の新築又は移転等）となるため、協議事項及び協議の方針を定めるにあたり、あらかじめ、都市美対策審議会の意見をお聴きするものであり、令和 4 年 1 月の部会における審議でいただいたご意見に対するご報告になる。

【概要】

- ・ 中層・高層部：水平ラインによる 31m ラインの継承。空に溶け込む頂部。
- ・ 夜間景観：頂部への演出照明。行政棟の輪郭を浮き上がらせる落ち着いた夜景。
- ・ 低層部：駅側は、水平ラインによる一体感のある駅前空間を形成。上下階を繋ぐエスカレーターや壁面に斜めの共通のモチーフを採用。ベイスターズ通り側の広場に面しては、商業施設やエスカレーター、ガラス素材等により賑わいが見えるように工夫。
- ・ 広場：駅前広場には、レベル差を設け、常時の滞留空間とイベント時のステージ的使い方を想定。
- ・ 歩行者動線：地上と 2 階レベルに歩行者空間を設け、周辺街区との回遊性を向上。
- ・ 歴史の継承：屋上鉄塔やシンボルツリーの保存活用、陶壁や大階段の移設展示、議場円形照明の復元等

【結論】

尾上町通側の賑わい形成や、くすのきモール・屋上テラスの在り方など、審議会の意見を踏まえ、計画を進めること。

○関内駅前地区の景観誘導の考え方について(審議) (令和4年4月12日)**【資料 政-2】****【付議理由】**

これまで関内駅前地区においては、旧市庁舎街区（A 地区）の再開発事業に関連して、「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」の策定や、景観計画等の変更を行う中で、これからの景観形成の在り方について検討を進めてきた。このたび、隣接する民間街区（B 地区・C 地区）において民間事業者による市街地再開発事業の計画が進んでおり、市として、B 地区・C 地区を含めたより具体的な景観誘導の考え方を示す必要がある。その考え方について、大枠の案を作成したため、

審議会にお諮りし、ご意見を伺った。

【概要】

- ・周辺地区との回遊性を考慮したネットワーク（駅前地区を横断する軸線、緑の軸線、デッキレベルの軸線）
- ・新たなまちを印象付ける南北駅前の広場空間
- ・周辺の街並みとの調和（31mライン、関内の玄関口としての風格あるデザイン）
- ・高層部の圧迫感軽減や象徴性等の検討、隣接する建物どうしの関係性

【結論】

事業者と共有できるよう、まとめかたを工夫する

○都心臨海部の夜間景観の誘導手法について（審議）（令和4年6月27日）

【資料 政-3】

【付議理由】

これまで都心臨海部では、景観制度に基づくルールや、歴史的建造物のライトアップ等により、落ち着いたある夜間景観を創出してきた。一方、近年多色 LED 照明やプロジェクションマッピング等の照明技術の進歩、ナイトタイムエコノミーの推進などを背景に、光を使用した大規模な夜間演出イベントが、都心臨海部を中心に増加している。これまでの横浜らしい夜間景観をさらに磨きながら、新しい魅力を創出していくため、市民意見公募を経て目指すべき夜間景観の方向性などを夜間景観ガイドライン（案）としてまとめた。この内容についてお諮りするものである。

【概要】

- ・都市構造をベースとした、横浜らしい夜間景観をより一層魅力的にする。
- ・常時とイベント時、ベースとなる夜景とシンボルとなる夜景等のメリハリをつける。
- ・夜間景観を楽しむための、安全かつ歩きたくなる光環境を整備する。

【結論】

夜間景観の方向性や紙面の構成について、了承する。

○夜間景観の誘導に伴う横浜市景観計画等の変更について（審議）（令和4年6月27日）

【資料 政-4】

【付議理由】

議事1の「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を踏まえた制度運用を行えるよう、「横浜市景観計画」及び「都市景観協議地区」を一部変更する、その変更案を審議した。

【概要】

- ・関内地区の景観計画変更・都市景観協議地区変更。
- ・みなとみらい21中央地区都市景観協議地区変更。
- ・みなとみらい21新港地区の景観計画変更・都市景観協議地区変更。

【結論】

方向性については了承。照明技術の革新には対応については常に行うという意見を受けた。

＜景観審査部会＞

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区 中区海岸通5丁目25番1）（審議）（令和4年3月28日、8月29日）

北仲通北再開発等促進地区地区計画の形態意匠の制限内容に関する意見について（審議）（令和4年8月29日）

【資料_景-1】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区の場合、高さが45mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

また、地区計画条例では、「市長が地区計画条例による形態意匠の認定をしようとする場合、規模等に照らし必要があると認めるときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聴くことができる」と規定されている。

【計画概要】

- ・高さ150m（地下1階 地上40階）の共同住宅、事務所、店舗の複合施設の新築計画。
- ・北仲通北再開発促進地区地区計画に基づいた壁面後退が規定され、歩道状空地を設ける。
- ・水際線プロムナードと連続する広場空間や補助ネットワーク通路により、新たな回遊ルートを創出する。
- ・低層部にレンガフレームを配し、周辺建物と調和した連続性を感じる街並みを形成する。
- ・みなとみらい地区を含めた周辺とのスカイラインの連続性を形成する。

【結論】

令和4年3月の部会では、協議方針及び協議事項については概ね了承するが、バリアフリー動線、ランドスケープと建物との関係を踏まえた設え、ウォーターフロントの魅力を生かした全体的なネットワークの工夫については、引き続き協議を進めることとなった。

8月の部会では、提案内容は了承するが、バリアフリー動線、低層部のファサードの設え等について、引き続き市と協議を進めることとなった。また、地区計画の形態意匠制限の認定については、一部表現を修正の上、手続きを進めることで了承された。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい2 1中央地区都市景観協議地区 西区みなとみらい5丁目1番2ほか）（報告）（令和4年3月28日）

【資料_景-2】

【報告理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（みなとみらい2 1中央地区の場合、高さが100mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとされ、令和4年1月の部会で審議され、申出者の考え方に対する市の協議事項及び協議の方針については概ね了承された。

【計画概要】

- ・建築物の高さ約 180m（地上 29 階、P H 3 階）のオフィス棟と、高さ約 31mの美術館棟（約 3,000 m²の庭園を併設したゲームアートミュージアム）、地下 1 階の地域冷暖房プラントの新築計画。
- ・当街区は都市軸であるキング軸を含む街区であり、また地区計画及び「みなとみらい 21 街づくり基本協定」において街のランドマークとなるような超高層建物を積極的に誘導することが位置付けられている。
- ・隣接街区である 53・54 街区と呼応した外観デザインや、デッキレベルで高島中央公園と接続するキング軸を中心とした外構デザイン等により、52・53・54 街区全体でまとまりある一体的な群造形の形成を図る。

【結論】

ゲームアートミュージアムとキング軸との関係、オフィス棟の頭頂部の象徴性及びファサードの圧迫感低減、バリアフリー動線について協議を通じた検討結果を報告した。

○特定景観形成歴史的建造物の保存及び活用の促進に関する計画の変更に関する意見について（報告）（令和 4 年 3 月 28 日）

【資料_景-3】

【報告理由及び経緯】

平成 26 年より景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物制度の運用を開始し、この制度の活用により、歴史的建造物の保存と利活用を推進している。特定景観形成歴史的建造物に指定したときは、保存活用計画を策定することが条例で定められており、また、この策定・変更にあたっては、都市美対策審議会の意見を聴くことが条例で定められている。

旧円通寺客殿では、策定した保存活用計画に基づき、公園基盤整備及び客殿の解体・復元工事を行った際、工事に伴い行われた地下遺構の調査結果や工事内容を保存活用計画に反映させるため、変更を行った。

【計画概要】

- ・江戸時代後期に建てられて茅葺屋根を持つ歴史的建造物
- ・金沢八景駅のホームから直接眺められ、特徴のある景観として市民に親しまれている。
- ・往時の金沢八景の情景を現代に伝えるもので、地域の歴史、風土を知る上で貴重な遺構となっている。

【報告内容】

保存活用計画の主な変更点について、報告した。

○関内地区都市景観協議地区（中区横浜公園）における景観形成について（報告）（令和 3 年 3 月 28 日）

【資料_景-4】

【報告理由及び経緯】

令和 3 年度の第 61 回部会において、屋外広告物掲出の方針変更について横浜スタジアム周辺の

景観を保ち・魅力的にしていくような一定の基準がないまま、プロ野球シーズンの屋外広告物を毎年掲出していくことに対し、「行政がしっかり景観についての考え方を示すべき」といった意見があった。

【報告内容】

事業者と市で協議を行い、横浜公園における屋外広告物掲出に関する景観の方針づくりを進め、「横浜公園における物件の占用（屋外広告物）に関する協議の方針について」を作成し、報告した。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区 中区海岸通3丁目9番1ほか）（審議）（令和4年8月29日）

【資料_景-5】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区の場合、高さが45mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

【計画概要】

- ・万国橋通と海岸通に面する面積約1.2haの地区計画。中心的な建物は、建築物の高さ約99m（地下1階、地上21階、塔屋）のオフィス及びにぎわい施設。
- ・海岸通りに面した横浜郵船ビルを全館保存し、歴史的建造物の意匠を尊重したコーニスラインによる高層部と低層部の分節や、列柱のスパンに呼応したピロティ部の列柱の柱割等、歴史的建造物等の多い街並みに配慮した景観形成を図る。
- ・地区内に広場や水際線プロムナードを整備し新たな回遊動線を形成することで、水辺の回遊性や魅力の向上を図る。

【結論】

提案内容について了承するが、高層部のファサードデザイン、隣接する歴史的建造物のコーニスラインとの調和など引き続き市と協議を進めることとなった。また、地区全体の検討状況についても進捗状況に応じて報告することとなった。

<表彰広報部会>

開催なし

令和4年5月23日：表彰式



第10回 横浜・人・まち・デザイン賞 表彰式 令和4年5月23日

各区パネル展

<神奈川区>



<西区>



<鶴見区>



<青葉区>

